

事  
村井静馬著  
情  
明治  
太平記

九編

下

へ遠14

2504

26-18



特 14 遠  
2504  
26-18

村井静馬編輯  
鮮齋永濯畫

官許  
明治太平記  
全

東京書林  
延壽堂北發兌

明治太平記九編卷之三

東京 村井静馬著

當下先隊の兵士等の蕃夷の逃たる踪蹟と慕ひく  
山の半腹まで追登りし此時迄も中軍後軍も行程  
凡一里をうりも後れたりと覚しそ旗の手遙りの  
麓に見ゆると先隊の旗と打振りて頻りふ之と招ぎ  
あがく尚山上へと押登りし果しと這所より村落  
あり是る賊の巢屈あると思へ兵士等些とも猶豫



明治太平記九編

せむ忽ち火を掛け砲を發し一擧ふ之を焼立れど  
 何時の程ふり蕃族等の尚山深く逃散りらん一個も出  
 合ふ者のあり絲を篠崎甚ど憤りて此上の大擧し  
 山の八方と取圍し残る隈なく獵らんもの斫尽さばと  
 言ふ更らうと先々と言ひつゝも夫等の指揮し及ん  
 とまらぬ彼の大尉ある吉田の聞てかゝ禁め  
 和殿の一言勇しうれど又退つて考ふる日も名西  
 傾きたるみ道ある山ふ分入りと半途ふ至り夜ふ入

らび進むも引くもあり回らん敵の山野を家と  
 地理ふ熟せし者あるは我虚ふ乗しと奈何様ある策  
 を為んも測らば宜しと再思を加へしと容易し兵  
 の動りされむと言ふと篠崎所りて女々しむ更言ひ  
 る物ある丈の知はたる野蛮等が何条奇計と施し  
 得ん恠て毛博成めらんもの自餘の加勢に頼むす我  
 預りの一分隊も夜を冒せしと山谷を獵りて是非  
 ふ蠻夷と斫尽さんと頻りふ惴りて止まざるふぞ

吉田も今ハ術々さふ然らば舟職後陣ヨ至リ大將の  
 命を奉トく介ト兵ト進モトト林麓の方へ赴む  
 けり此ト死赤松参軍ヨ後軍の兵ト引俱ト福島  
 参謀の指揮々せ中軍の兵ト續き々難路ト凌ぎ進  
 来るみ既みト先手の兵ハ遙る山手み在リト頻り旗ト  
 打振りト躬方ト招ぐ躰々バ備々敵兵ハつと覺  
 應援せんバ在るべくと衆ト指揮ト急ぐ  
 折ト乍ち山上み火ト放ちん煙り熾んみ立登り砲

声烈ト聞ゆるみぞまの接戦ト及べろぞと峻路  
 と厭ハ進む程み左右まるうち砲声も漸次ト疎  
 くありト最訝ト思へる所へ吉田氏ト劇ク  
 ト山上より走来り野蠻の為ト弁候の兵ト狙撃  
 せら且ト更の赴き且つ山上ある巢穴ト逼りて焼打  
 做せト更就く篠崎ト進撃ト頻りト主張々更々  
 ト箇様々々と演説トて指揮ふらぐトトと言ふト死  
 篠崎も又走り来く専ら私意ト論トト至急ト兵

進めんと云ふ議論何れも理ありやうねど土蕃等  
 形ち後頭ハさび草中或ハ岩間ニ潜て狙ひ撃の  
 事とまう後夜と冒しと捜さんとセ味方と害ありと  
 多く勞まるのこも功ありんう殊更兵士等今朝  
 より嶮路と越へく飢疲るれども糧食後とていま  
 来らる弾薬さくも達せざれば今宵ハ便宜の地宿  
 夜明く事を図るこそ是両全の策ありめと赤松及び  
 福島も辞と添へく懇ろふ利害と解と辨せしうハ篠

崎も稍兼伏為たれば聽之總軍と引纏め傍の谷間  
 土蕃等捨て逃る草屋らと仮し本陣とるし  
 其餘ハ四辺ニ野陣と布く夜と明さんと為し  
 小山ニ向ひし徵募兵の後とて陣所ニ来りし者の  
 相告げく言へるやう只今向ふの山と見し小賊徒等許  
 多西の方へ廻るの気色あり尚夜し乗トて我が陣  
 襲んとする物ありんうと注進ふ及べると篠崎ハ所  
 ぞ備ハ敵も準備あり然る後我が兵谷間ニ在り

暗夜行  
多て兵士  
脳て  
等樹間  
露臥  
も

月台太平記九編下



明沁女平讀終下



渠は夜撃と掛らば要害悪き場所多る故不覺と  
取る莫るべきり傳へ听く石門へ蕃夷の根據と言ふ莫  
多れば衆兵今より奮發しと彼所と襲ふを以て  
と言ふ。福島吉田等も實は然るべしと同意せしむるを  
赤松甚と苦慮するも雖も勢ひ止まりがたどりて薄暮  
俄に陣を拂ひて又谷と出山路みかろふ爰も峻に細道  
ありと土蕃等所々木と伐仆しと路次の妨と做しとるふ  
折るる宵暗ありしは奈何も揣れど行く事能はるべ

仍る姑く這頭み憇ひと月の登る候待んとしとあめく  
樹下よ立寄り草と敷寐よまどろむらち月光東の  
山を離れと路次を照まふ至りしは再び开處と立出つ  
又幾許のう道と辿りて双溪口と入る地ふ漸くふして至  
りし頃石門口の兵隊よ本營よりして送る所の兵  
糧よ出遇へり這方へ飢に臨みし時又自他の差  
別と論ぶる間なくあめく之と取食ひと少しく気力  
得し莫る兵糧方の小吏よ向ひて石門口の勝敗と問ふ

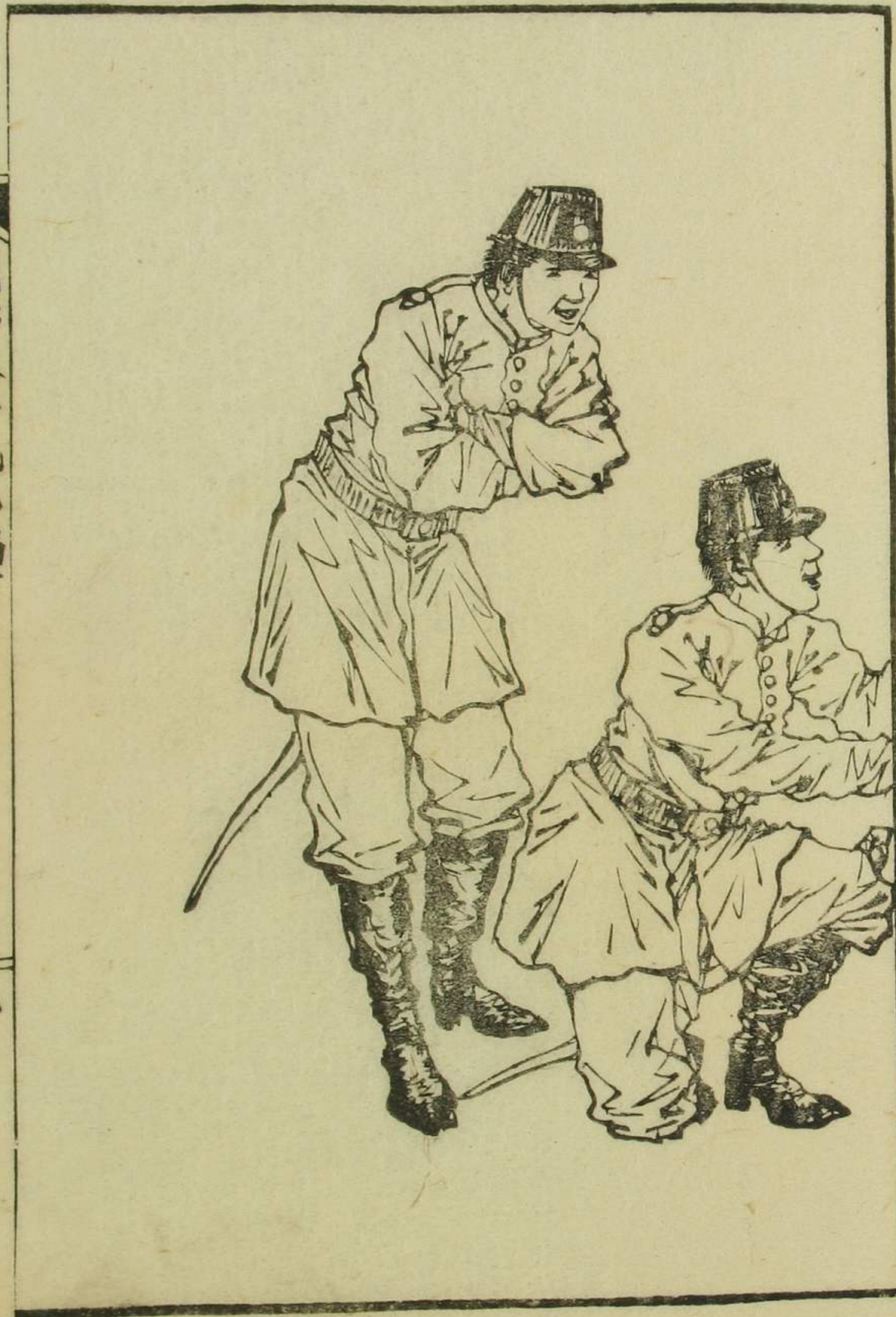
彼手ハ昨夜牡丹の巢穴ニ攻入りたりと返答不及び  
 一々全軍大い奮激し之時後を急げと  
 是より頻り不足を速めく稍牡丹に至り著し小風  
 港口へ向ひたる谷少將の一軍を引續つて来着  
 せし二將頭て都督ニ謁して互ひ各所の形勢  
 を箇様々と辨むるみぞ都督ハ諸兵の勞を慰し  
 更ふき議するやう何地の土蕃も家を棄て斯の如く  
 小逃隠るハ兵威を畏る者似たれど窺ふ草中小

潜居く折々狙撃し及べら野心ある吏明らけ  
 一介之と征せんと尚我ハ兵を勞まるとも路あり  
 山ニ躰を忍べる獸は育れた奴原を獵尽さん事  
 輒く却つて躬方ニ損傷あるを思ふよ渠  
 等ヲ棲ふ於てハ大半放火するにたれば縦ハ山中ニ  
 潜むとも食する者の何れも終る自滅し及  
 せん介なくバ我ニ降伏するに仍て各所ニ番兵  
 を置き他より食物彈藥の類を送る者と嚴しく



誠め一先凱陣あまべーと評議決定為たりーと  
總ら夫等の手配と做一都督をととめ三口の將士  
等咸本營に歸陣せり仍て風港口へ進と一兵士が途  
中よ於と捕へたる野蠻の少女と召俱一と都督の電  
覽よ備ふるゆを將士等あめく立出見ろふ年の程土  
二あるとく顔色黒く眼落窪と目と眉の間近く一と鼻  
へ又至とく低一其上沐浴も做ざるう總身垢付き汚  
気あるよ常ふ跣足で砂石の間と走り廻るとる吏ある故

足の裏は皮の強き獸のどくありと言ふ試とふ熟  
蕃等とのて問答と致させ見ろふ双方言語異なれば  
其言ふ所少一も通ぜぬ故ふ何れの人種とく何者  
の子と言ふ吏を知らねば姑く本陣ふ養ひ置とる  
都督より白地の浴衣と緋のメリンスの女帯と染ふ  
賜とるたるふより少女よあまを著せ一め一み原是  
かみト人間ゆ久一づりみと日本の子童女を見とる心  
地一の為よ故郷と思ひ出ー歸心と生るもつととを



蕃地の少  
 女と都督  
 府よて衣  
 服と興入



のちあせつせよ とうきやう めら  
後此少女の東京へ召連とられし来りし親しく  
見たる人もゆるべし余をまご都督府もくも三口の  
進兵凱陣の後も最も要害の場所々々へ分營と設  
けし許多の兵を籠置きしと厳しくあまを固めし  
く蠻夷の怖とと深山は潜ししと覚ししと再び  
出て我が兵は抗する夏はつねども又降伏の気色も  
あつねば此地は滞在せざる夏限り知られぬ事ある故  
兵糧の餘の用品の素より木杙の類も心本邦より

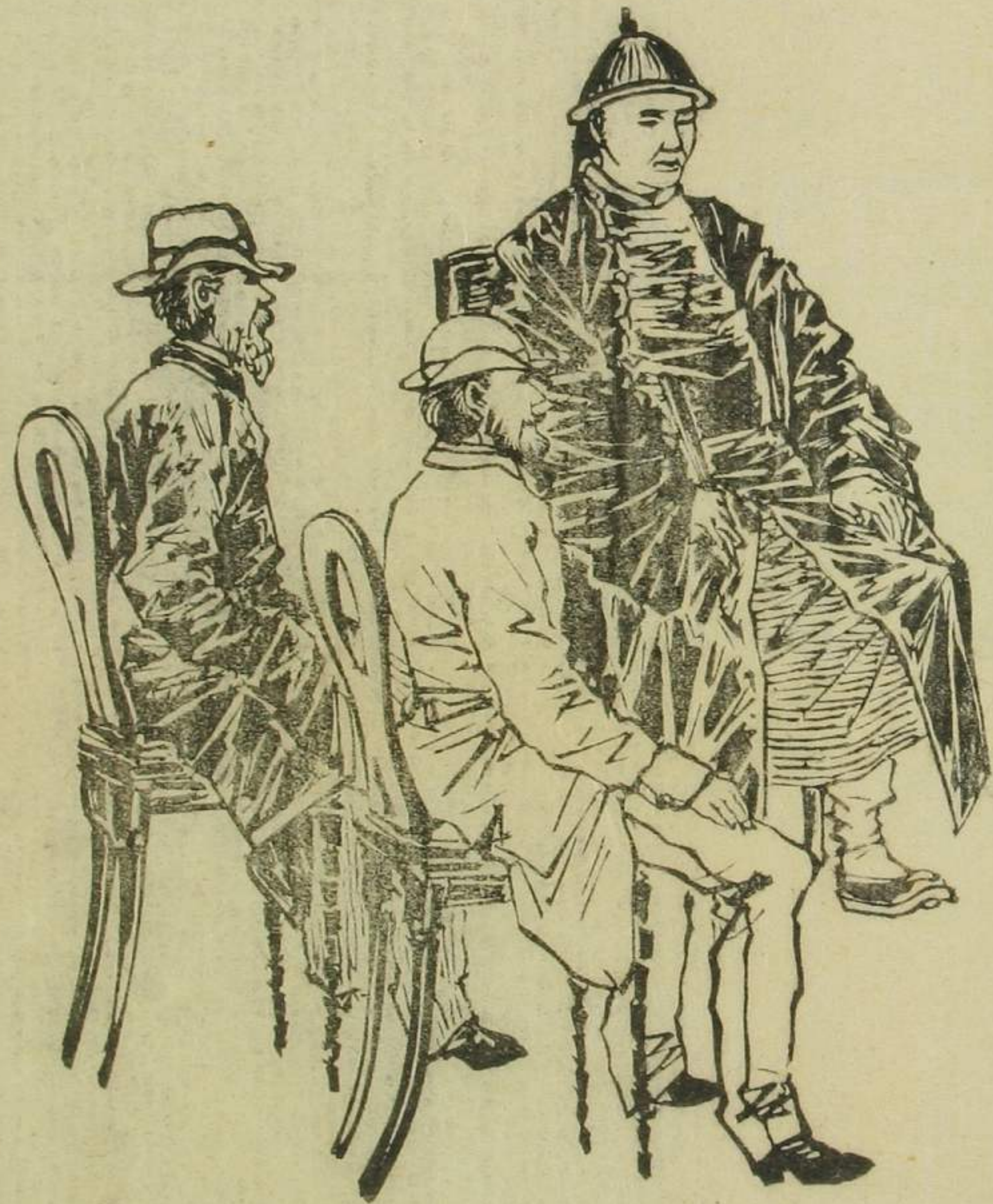
運送ししと都督府は言ふも更あり兵營病院に至る  
迄造立し及べし支那人速く傳へ聞し日本彼島は  
永住の策を設けて兵を置し異存ありての夏あつね  
と追々此島の西部ある臺灣府へ人数を送りて武備を  
調へる趣きの我が都督府は聞ゆるあが斯く何時  
支那國より兵を向けんも測りがごとと評議とらるる  
所へ六月廿一日に至り乍ち支那の軍艦二艘此海口に  
乗入り来りて都督は面會を為さんと云へり這は必む難

題と言掛ん度必定なとべ應接の品みより遂は兵端を  
開くふ至らば我が兵敵國の中は在りて他は応援の躬  
方あら故遁るべきの道ありとありく決死の覚悟  
せしふ次の日の早天ふ則ち二艘の軍艦より清使州  
郡副都督を始め臺灣の道憲佛國の「ミニストル」等  
衛兵許多引俱し上陸し及びつ稍都督府より  
来りるみど西郷一人席より出く對面ふ及びたるその  
応接の趣き依記せんみ清使の主として辨むる所は

臺灣の地は東西となく總て支那の所轄なれば此  
島の土人等も暴動の所為ありしに於て其罪を  
正し其惡を懲し之を鎮静なさん度我が政府より  
委任せしむれば則ち身職が本務あり且つ貴國より  
此島へ問罪の師を向けらば度豫て我が國へ談判の  
らば弊邦もまた兵を發し相援けて諸共み兇惡の野蠻  
と誅伐せんよ夫等の報知らるるぎりふより身職適兵  
馬と發し即今此地に向ふと雖も貴國既は其功を奏せ

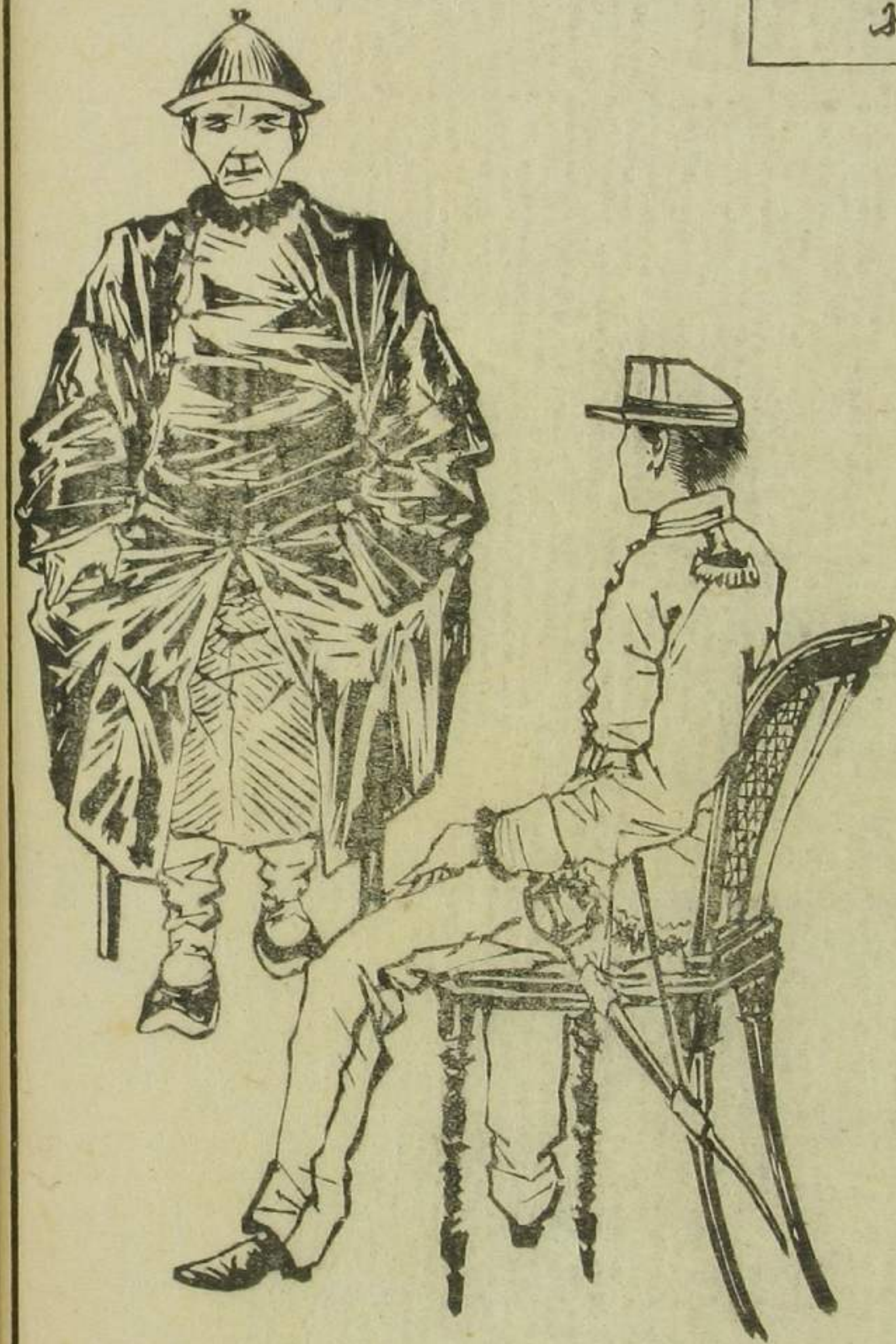
られたる後多れば遂に機會と失ふに至り 這はま何  
 等の故あるぞや 蕃地といふとも我が國に總て屬する  
 島多し其人民の上は於ても我が輩の處置なさんと  
 固より論ざる迄もふし 仍今より此地の處分は支那  
 へ於て之を為し 後來貴國の漂船は災ひあるや 凶る  
 べしなど或は詰り或論しと速く兵隊を退らせんと相  
 計より是に於て西郷都督の返答の趣きふ曰く土  
 蕃が暴動の支ふ就る暴は副島大使とめて貴國へ談

判よ及び一所既し總理衙門に於て毛氏董氏の兩  
 大臣より臺灣の東臺の支那の化外の民なれば之を伐め  
 伐とざるも一は貴國の意に任せて返答よ及びれと  
 今更貴國の属地と言ひ且つ弊邦より談判もな  
 問罪の師と向けたりなど言ひて趣き心得なく殊に  
 舟職此島に上陸し及び一と人等の言へるを聴く  
 我等の曾て清國の轄治を受る者より別て生臺の  
 族に於ての制馭する人あらざ故に暴虐と恣ふし



清使来航  
都督  
府  
大  
小  
辨  
論  
を

此席に双方必き辨官の  
べられど畧しと模せむ



残害至らざる所あり若勇者の手と借之と除る事を得ば實に島中の幸ひありと仍て臍職あられを行ひ上の我が政府の命ふ答へ下の土人の仰望ふ副へんと其事十ふ八九成せし張今更他人の譲らんやうなり斯く言へばとて他の領地を略掠せんとする所為ふわらむ只日本の意とある所を野蛮等が暴悪と懲り将来の慮をうらうらん莫と欲するのそ是臍職が政府より委任せらるる所あり

抑此地の事件たる副嶋大使が北京に於て決議せたる所のものみく兩國間の重事あると今卿等より議論ありとも我輩の決議とて安らみ変更するを得んや貴國要する所あり我が柳原全権公使即今既上海に在り宜しく渠と討議ありべし問罪の師と指揮するに則ち臍職が任されど諸君も對し獨断をべき任よりおとす言へる所のに渠が辞を説き破る其論最も烈しなれども清使も又屈する躰なく彼の

佛國の「モストル」等と俱に辞を巧みし種々討論し  
及ぶ更一日ふしと事果むせ二日と初日ととせ五日  
廿六日と三日の間舌戦りり後遂に清使より言ひ  
出る趣きよの貴國數隻の軍艦を艦ひ遠く此地へ  
航海りり財力を費されし事最も尠くはと聞けば  
卑職政府へあはれ紙告る日本行軍の費用は於て支那  
より償ふ及むん更是我が信と徴もの最も確然たる  
そのあり此更整ふに至りむ蕃地の處分は我に任

せし此地の兵と引るべきやと懇々示談し及ぶふを  
西郷氏あも之ふ應トる支那日本兩政府より償金  
の事會議ふ及び不日決定に至らんとあはむ其間を  
砲發と止め蠻夷と征討するものと返答し及ぶふ  
を是れ議論結尾に至り双方權は三箇條の約束  
を定めたり○第一は征臺の役日本一切の軍費は清  
國政府あはれ償却す○第二は清國政府嚴ふ  
臺灣と制取し將來決して外人ふ寇せしむる



らぶの第三と前條の約議決定す則ち日本在臺  
 の軍を撤去すと斯くの仮條約及び清使ハ頓  
 く臺地と去りて本國へふん立飯と前説休題  
 生蕃等ハ去る五月廿二日石門口の戦ひ此島第  
 一の強勇たる牡丹社の人種等が一支もなく打負  
 彼の酋長さ死したれば高士猾爾乃射不栗などいふ  
 諸蕃も大つふ所怕しくまゝ家と捨老幼と脊負ひて  
 かのく深山よ逃込たるよ其後六月一日より三口の大

軍進撃し三日の間山谷と獵り既よ棲とせし所と  
 大半焼拂つれたるのり所々よ許多の番兵を置き  
 嚴しく通路を絶し一事も姑く巖崖岩間隠れ  
 て身と潜め居ると雖も炎暑照らと暴雨小打を  
 殊更食する物のゆゑ極々暴悪無類の野蠻等も甚ど  
 困苦よ逼りて遂に七月一日よ至り豫て帰順の酋  
 長よ就く歎願ふ及ひ牡丹をとり自餘の野蠻も悉  
 く我が軍門ふ来り降伏す罪と謝せり是よ於て蕃

○清使の廿二日以来三日都督府よ  
 来たる毎支那の  
 兵丁一小隊づ必む  
 護衛みーるる  
 軍粧甚ど見苦し  
 つう都督と談判  
 りる間も警衛  
 せる躰もみく袋よ入し携へる  
 甘蔗又ハ檳榔子の類ひと食ひと高声よ  
 談笑を躰いさう紀律をたが如し開中  
 甚どし其の差図役とも覺し其者退屈し



所々を歩と終り焚出場所来り忙然と  
 立居るみど飯焚の下男が沢菴  
 大根の切端と  
 戯れよ  
 與へよ  
 飲んでよ  
 食ひ尚他の食物と  
 乞ちんとせう是よ  
 於て我が兵卒等も  
 甚ど渠等を  
 蔑視せし



地の諸族總々平定ふ及びて我が王命ふ逆ふ者今も  
一人もあらずと雖も固より理義と知らざる者や我が兵  
茲と退く又乍ち舊性ふ復し暴ある挙動在るべしれを  
とく尚姑くい番兵と引くも只糧食と生業の道と自由と  
為しむるの其餘の掟と嚴しせり余は是迄諸部の土  
蕃等常々争ひ滋事とく強き派勝とせし夏や人  
熟蕃の民どの牡丹以下の生蕃も苦しめらる事屢  
あるもど迂闊し山中み入る夏触るべし海邊の僅りの

地の昼の間の往来しと田畑などの作りをみるも  
加へて帯し鎗と提げ或は弓矢と携へざれば仮も戸外へ  
出る能はず夜を殊さし門戸と鎖しと野蠻の乱  
妨と怖しと即今都督府を保護し生蕃熟  
蕃の隔なく互ひふ親睦あしめたれば山み入りて薪と  
取り谷川よ小魚と足探る妨ぐる者あらざる故捨刀  
もど携りさへる用心も更ふ及を夜もま門戸を明け  
廣げとも狼籍なせる族もるく實ふ此島開闢以來恂る

静謐なるはつとと土蕃等飲びつりとぞ斯の如くの  
 形勢を我が兵久しく臺地ふつを支那人甚ぞ疑ひと  
 倘異存もやつらんとつゆく臺湾府は兵を増く非常の  
 備へと専らふれば此地と厦門の間ある澎湖といふ島  
 の中ふ新築砲臺と建築るを防禦の準備頻り  
 あるも又厦門の地ふ於る臺地の事實を確と知ら  
 ぬ種々の流言つ始り支那より償金を出し穩便  
 の處置し至るといひ又或は日本より蕃地へ許多の農

具と運び家居も手固く造立するに遂は彼地を横  
 領し開墾をまん為あるべければ迎も兵威を示す  
 日本を彼島より追返すところあり支那  
 の軍吏等戦争の準備及ぶの沙汰もつ後  
 日本大軍とつ此地は襲来るなど根もあらず  
 言ひ觸らまうり土人等大に狼狽し家具を片  
 づけ老幼を助け海岸の地へ逃去るもの宛然火事  
 場も異あらず這も傳聞の誤りより斯く騷擾する及

日清戦争の経緯  
ぶと雖も支那の原是表裏の國あり曩は副島大使  
を以て談判及び一と今日支那ありと言ふ所の天地  
雲泥の違ひあり其上清使が蕃地より来り西郷都督と  
約定せし彼償金の一条も渠が其場の遯辞あり其後  
支那の政府より何等の示談ともなく彼の國あり  
只管に臺場を築き兵を煉り軍備の設けを倣せし  
は且固より我が政府ありの野蠻等が罪を糾し將來  
安寧たらしめんとすを囚らるれ敢て支那との交り

を破るべきの趣意ありしに既し柳原全權公使を北  
京に遣はされし夫等の辨解ありと雖も渠を理  
義と弁へず我が蕃地ある兵を追々と兵力を示し  
於て我もまことに得ず武力を尽さんべしと  
朝議決定し及び一は是等の旨を柳原公使に傳達  
し及んより既し七月十六日外務省四等出仕田辺太一  
命トらして清國へ遣はされし尙も廟議在せらるる更  
大久保内務卿を全權辦理大臣に任じ北京に赴む

ありて彼地のちの大臣ぶとと大議論ぶぎろん及び蕃地ばんちの事件トクの結つ  
落おちと至急しきうに定めらるんとあり畢竟つひ大久保おおくぼ大臣ぶとが支那しな  
の政府せいふに赴おもむきて磨いる大議論ぶぎろんに及およぶべき開ひらけ次の  
編ひに委まかす記きす

明治太平記九編卷之二終  
版權免許明治九年二月十四日

第六大區八小區  
本所外手町十八番地  
著者 村井靜馬

東京 書肆  
第壹大區六小區  
日本橋通二丁目四番地  
版主 小林鉄次郎藏

